

# 農林水産政策研究所の研究者による国立大学法人の大学院生に対する教育研究指導等実施要領

平成13年5月17日13企第91号大臣官房企画評価課長通知

一部改正平成14年9月26日14企第353号大臣官房企画評価課長通知  
一部改正平成16年4月6日15企第23号大臣官房企画評価課長通知  
一部改正平成19年3月28日18企第386号大臣官房企画評価課長通知  
一部改正平成20年5月27日20企第40号大臣官房企画評価課長通知  
一部改正平成20年8月1日20企第82号大臣官房政策課長通知

## 第1 趣旨

農林水産政策研究所（以下「研究所」という。）と国立大学法人（以下「大学法人」という。）の研究交流の促進を図るとともに、大学法人における大学院教育の一層の充実と大学院生の資質の向上を図り、もって農林水産業に関する学術及び科学技術に寄与する観点から行う教育研究指導等（研究所の研究者が研究所に受け入れた大学院生に対し、当該大学院生の所属する大学法人と連携を図りつつ、教育的見地から行う研究の指導及び助言をいう。以下同じ。）については、別段の定めがある場合を除き、この要領によるものとする。

## 第2 協定書の締結

- 1 農林水産政策研究所長（以下「研究所長」という。）は、大学院生を受け入れて教育研究指導等を行おうとするときは、当該大学院生が所属する大学法人の学長又は学部長と、教育研究指導等に関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。
- 2 協定は、教育研究指導等に関する基本的な取扱いを定める協定（以下「基本協定」という。）及び教育研究指導等の実施期間を定める協定（以下「実施期間協定」という。）により構成されるものとする。実施期間協定については、研究所に受け入れる大学院生が確定した段階で締結するものとする。
- 3 研究所長は、協定を締結しようとするときは、書面（別添1及び別添2）により、次に掲げる事項を定めなければならない。
  - （1）研究所の研究者で教育研究指導等を担当する者の教員への委嘱及び当該研究者の義務に関すること。
  - （2）教育研究指導等を担当するため当該大学法人の教授又は准教授に委嘱されている研究所の研究者（以下「委嘱教員」という。）を補佐する当該大学法人の常勤の教授又は助教授の指名に関すること。
  - （3）教育研究指導等を受ける大学院生の身分に関すること。
  - （4）教育研究指導等を受けて得られた当該大学院生の研究成果の取扱いに関すること。
  - （5）教育研究指導等の実施期間に関すること。
  - （6）その他教育研究指導等を行うに当たって必要な事項に関すること。
- 4 研究所長は、協定を締結しようとするときは、あらかじめ、農林水産省大臣官房政策課長（以下「政策課長」という。）に協議しなければならない。

### 第3 委嘱教員の推薦等

- 1 研究所長は、大学法人から教育研究指導等のための委嘱教員の推薦依頼があった場合には、委嘱教員の推薦に先立ち、政策課長に協議しなければならない。
- 2 研究所長は、政策課長が別に定める場合を除き、次のいずれかに該当する者を委嘱教員として推薦することができない。
  - (1) 研究所長及びこれに準ずる管理的官職にある者
  - (2) 同一年度において既に他の教員への委嘱のある者
  - (3) 同一年度において既に兼業の許可を得ている者
  - (4) 委嘱教員とすることにより研究所の業務に支障を生ずるおそれがあると研究所長が認める者

### 第4 大学院生の身分

研究所において教育研究指導等を受ける大学院生の身分は、教育研究研修生（以下「研修生」という。）とする。

### 第5 研修生の義務

- 1 研修生は、研究所の諸規則を遵守しなければならない。
- 2 研修生は、学生教育災害傷害保険に加入しなければならない。
- 3 研修生が、研究所において教育研究指導等を受けて得た研究成果を公表しようとするときは、事前に研究所長の許可を得なければならない。研修期間終了後においても同様とする。
- 4 研修生は、研究所における研究上知り得た秘密を漏らしてはならない。研修期間終了後においても同様とする。
- 5 研修生は、研究所において教育指導等を受けるに際し、あらかじめ、前各項等について誓約した書面（別添3。以下「誓約書」という。）を提出しなければならない。

### 第6 委嘱教員の義務等

- 1 委嘱教員は、当該委嘱教員が担当する研修生（以下「担当研修生」という。）に対し、適切な教育研究指導等を行うよう努めるものとする。
- 2 委嘱教員は、担当研修生に対し、第5に定める研修生の義務を遵守するよう指導しなければならない。
- 3 委嘱教員は、研究所外で教育研究指導等を行う場合は、あらかじめ研究所長に届け出なければならない。

### 第7 研究の課題

研修生の研究の課題は、研究所が行う研究と密接に関連する等研究所の研究の推進に寄与するものでなければならない。

### 第8 研修生の身分取消

研究所長は、研修生が誓約書記載の事項を遵守しない等研修生として不適当な言動があると認めるときは、当該研修生の研修生としての身分を取り消すことができる。

### 第9 教育研究指導等の終了

教育研究指導等は、教育研究指導等の実施期間が経過した場合又は研修生の身分が取り消された場合に終了するものとする。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、研究所における教育研究指導等の実施に当たって必要な事項については、研究所長が定めるものとする。

(別添1)

〇〇大学法人と農林水産政策研究所との教育研究指導等に関する基本協定（参考例）

〇〇大学（以下「甲」という。）と農林水産政策研究所（以下「乙」という。）は、甲の大学院〇〇〇研究科（以下「研究科」という。）教育の一層の充実と大学院学生（以下「院生」という。）の資質の向上を図るとともに、相互の研究交流を促進し、もって農林水産業に関する学術及び科学技術の発展に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

(教員への委嘱等)

- 第1 甲は、大学院の教育研究指導等の拡充・強化を必要とする分野について、乙と協議の上、乙の研究者を甲の研究科の教授又は准教授（以下「教員」という。）に委嘱する。
- 第2 教員への委嘱手続きについては、甲及び乙の所定の人事手続きに則して行うものとする。

(委嘱教員の義務等)

- 第3 乙の研究者であって甲の教員に委嘱された者（以下「委嘱教員」という。）は、甲が指定する特定の院生の教育研究指導等を主として乙において行うものとする。
- 第4 甲は、委嘱教員には給与を支給しない。ただし、委嘱教員が教育研究指導等のために交通機関を利用する必要があると甲が認める場合には、その費用は甲が負担するものとする。
- 第5 委嘱教員は、甲と乙が協議の上、甲の特定の専攻の専攻会議（管理・運営事項に関するものを除く。）の構成員となるものとする。

(補助教員の指名等)

- 第6 甲は、常勤の教員の中から、補助教員を指名するものとする。
- 第7 補助教員は、委嘱教員に協力して、院生の教育研究指導等に関し補完的役割を果たすものとする。

(院生の身分等)

- 第8 乙において教育研究指導等を受ける院生の身分は、教育研究研修生とする。
- 第9 乙において教育研究指導等を受ける院生の遵守事項等は、乙の定めるところによる。

(研究成果の公表等)

- 第10 院生が乙において教育研究指導等を受けて得た研究成果の公表等に当たっては、あらかじめ、乙の承認を得るものとする。

(特許等知的財産権の帰属)

- 第11 院生が乙において教育研究指導等を受けて得た研究成果に係る特許権等の院生の持分は当該院生個人に帰属することを、甲及び乙は確認し、当該院生個人の意思を尊重する

ものとする。

なお、教員の持分の帰属については、甲と乙との協議により定める。

(その他)

第 12 委嘱教員が乙において院生の教育研究指導等を行う場合の施設・設備の使用料は無償とする。

第 13 甲は、乙において教育研究指導等を受ける院生に対し、学生教育研究災害傷害保険及び学研災附帯賠償責任保険（以下「保険」という。）への加入を指導するものとし、乙は、保険に加入していない院生の乙への立ち入りを禁止することができるものとする。

第 14 乙は、乙において教育研究指導等を受ける院生が、乙に提出した誓約書記載の事項を遵守しない等、教育研究研修生として適当でない言動があると認めるときは、当該院生の教育研究研修生としての身分を取消することができるものとする。

第 15 乙において院生が関与する事故が生じた場合の取扱いについては、事故発生の状況等について甲と乙が共同して調査し、協議の上、処理するものとする。

第 16 甲又は乙が、この協定書に定める事項に疑義又は改正の必要を認めた場合及びこの協定書に定めるもののほか必要な事項を定めようとする場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。

第 17 協定書は、平成〇年〇月〇日から適用する。

2 この協定書の有効期間は、5年間とする。ただし、甲又は乙からの文書により継続しない旨の申入れがない限り、本協定の有効期間を5年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定書は、2通作成し、甲・乙それぞれ1通を所持する。

平成〇年〇月〇日

甲

所在地  
大学法人名  
学長又は学部長

乙

所在地  
機関名  
研究所長名

(別添2)

〇〇大学法人の大学院生に対する教育研究指導等に関する実施期間協定書 (参考例)

〇〇大学法人学長又は学部長 (以下「甲」という。) と農林水産政策研究所長 (以下「乙」という。) は、農林水産政策研究所の研究員による国立大学法人の大学院生に対する教育研究指導等実施要領 (平成13年5月17日付け13企第91号大臣官房企画評価課長通達) 第2の規定に基づき、〇〇大学法人の大学院生〇〇〇〇を農林水産政策研究所に受け入れて実施する教育研究指導等に関し、次のとおり実施期間協定を締結する。

(教育研究指導等の実施期間)

第1 〇〇〇〇に対する教育研究指導等の実施期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日とする。

(実施期間の変更)

第2 甲又は乙は、この協定書に定める教育研究指導等の実施期間を変更する必要があると認めた場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。

(協定書の保有)

第3 甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ1通所持するものとする。

年 月 日

甲 所在地；  
大学法人名；  
学長又は学部長名；

印

乙 所在地；東京都北区西ヶ原 2-2-1  
機関名；農林水産政策研究所  
研究所長名；

印

(別添3)

誓 約 書 (参考例)

私は、貴研究所の教育研究研修生として、貴所の諸規則並びに次に掲げる事項を遵守することを誓約します。

- 1 学生教育研究災害傷害保険に加入すること。
- 2 貴研究所において教育研究指導等を受けて得た研究成果の公表に当たっては、事前に貴研究所長の許可を得た上で行うこと。このことは、研修期間終了後においても同様であること。
- 3 貴研究所において教育研究指導等を受けて得た研究成果に係る特許権等の知的財産権は貴研究所に、原則として、承継されること。このことは、研修期間終了後においても同様であること。
- 4 貴研究所での研究上知り得た秘密を漏らさないこと。このことは、研修期間終了後においても同様であること。

年 月 日

農林水産政策研究所長

〇〇 〇〇 殿

大学法人名；

学 年；

氏 名；

(住 所；

印

)